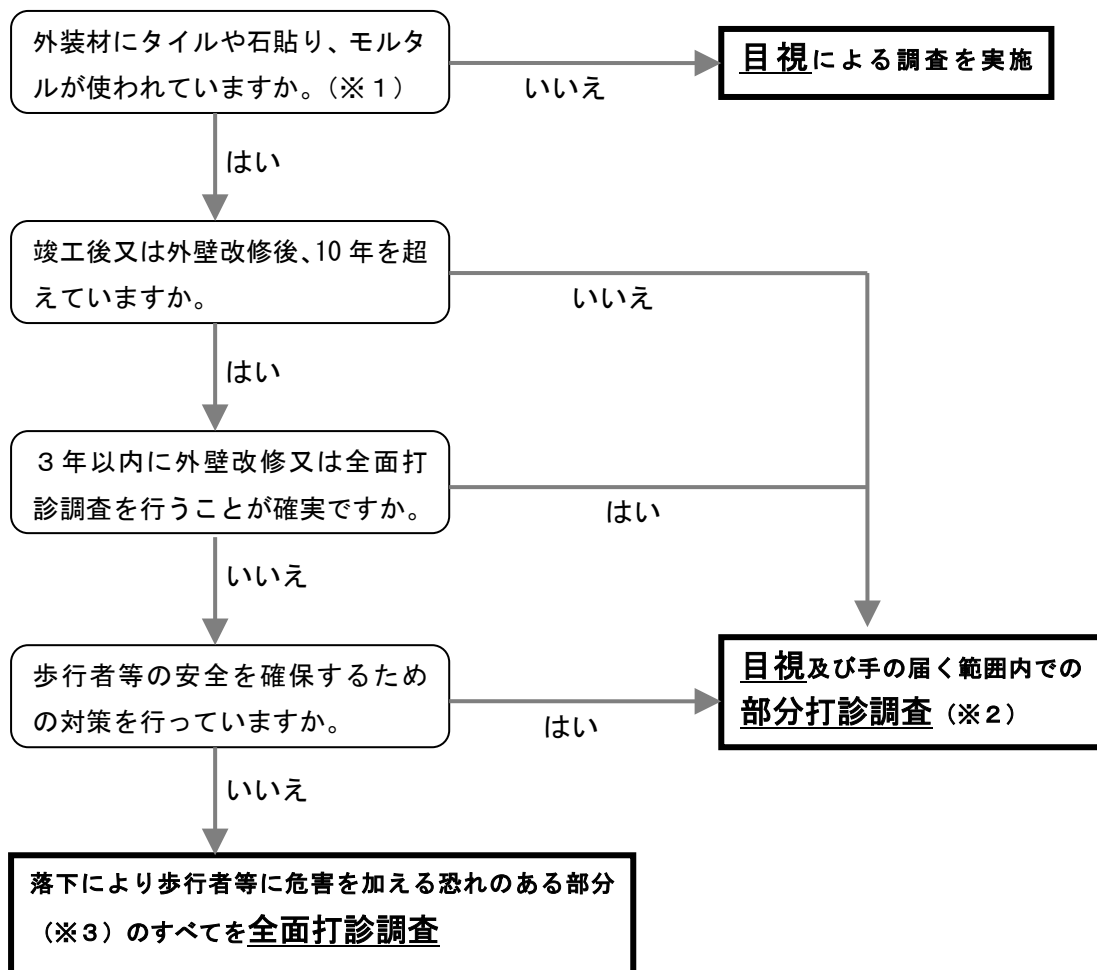


**建築物の外装材のタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷の状況に関する調査について**

建築物の外装材の種類と時期によっては、全面打診調査を行い、建築基準法第 12 条に基づく定期報告を行う必要があります。

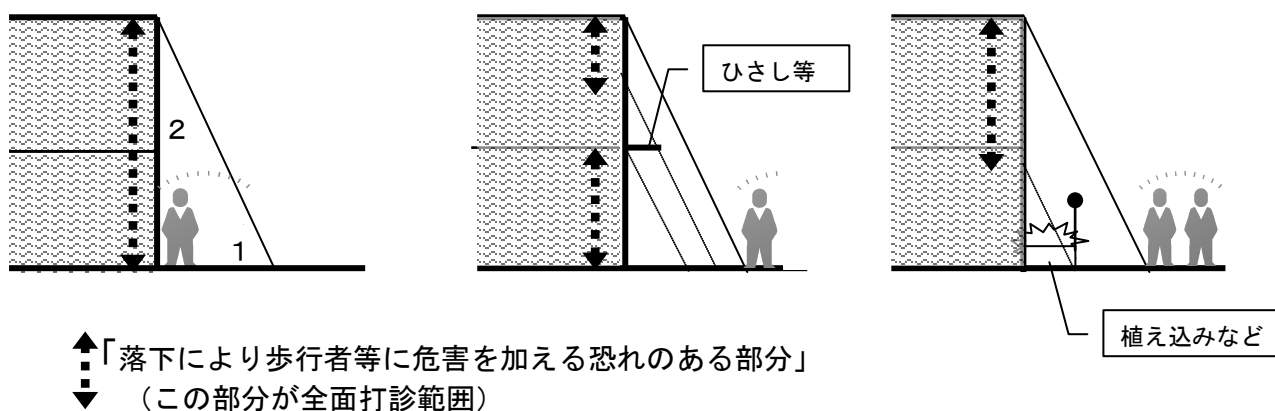
**1 全面打診調査の実施フロー**



※1 対象となる外壁は、仕上げ材の下地材としてコンクリート、プレキャストコンクリート、パネル、ALCパネルなどにモルタル又は接着剤等で張り付けられたタイル、石貼り等現場、工場等でコンクリートなどと同時に打ち込まれたもの。

※2 目視や部分打診調査により異常が認められた場合は、全面打診調査を実施する。

※3 「落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分」とは次の部分です。



**【平成20年4月1日 国住指第2号 建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）より抜粋】**

当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有する壁面（ただし、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）が設置され、又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について、縦2、横1の割合のこう配で引き下した斜線と壁面とのなす角）が完全に遮られ、被災の危険が判断される部分を除く。）をいう。

## 2 「目視及び部分打診」と「全面打診等」の間隔の例

	竣工後の年数経過																		
	0～8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年		24年	25年
例1	定期調査時に目視及び部分打診	☆	☆	★	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★	☆	☆	☆	11年目に全面打診が行われている場合、全面打診後10年を超える22年目には全面打診が必要
例2	定期調査時に目視及び部分打診	☆	☆	☆	↔	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★	☆	☆	12年目の外壁改修の予定が確実であれば、11年目での全面打診は不要。また、外壁改修後10年を超える23年目には全面打診が必要。

☆：目視及び部分打診調査（異常が認められた場合は、全面打診）

★：全面打診調査（落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分について）

↔：外壁改修